朝光苑優先入所の申し込みにあたって

朝霞市は、朝霞市特別養護老人ホーム朝光苑のサービスを受ける必要性が高いと認められる方が優先的に入所できるよう、優先入所に関する手続き及び入所の必要性を評価する基準等を定めています。

〇入所対象者は

- ・入所の対象となる方は、要介護3から5の認定を受けていて、常時介護を必要とし、居宅において介護を受けることが困難な方です。
- (介護保険施設に入所している方や要介護3から5の認定を受け病院に入院している方についても対象となります。)

〇入所申し込み手続きは

- ・入所の申し込みは、原則として入所を希望されている方又はご家族が、申込書を直接朝光苑に 提出して行います。
- ・原則として入所を希望されている方又はご家族と面接の上、本人の心身の状況等を確認します。

〇優先入所順位の決定方法は

- ・優先入所の順位は、朝光苑の施設長等で構成する入所検討委員会が、介護の必要の程度や介護 者の状況などを評価基準に照らして総合的に判断して決定します。
 - **申込順ではありません。**ただし、同じ評価になったときには、待機期間が考慮されます。
- ・入所検討委員会は、原則毎月1回会議を開催し、順位の見直しを行います。
- ・順位は、申込受付の翌月に朝光苑よりお知らせしますが、初回の一度だけですので、その後の 変動について、必要がある場合はお問い合わせください。なお、この順位によって入所が確約さ れたものではありません。入所が可能となった場合は別途、ご連絡します。
- ・朝光苑は、入所順位の上位に決定した方に対し、必要に応じてその後の状況等を再確認、調査 することがあります。
- ・入所検討委員会は、入所を希望されている方の性別、認知症の状態、医療行為の必要性などで、 処遇上やむを得ないと判断した場合は順位を調整することがあります。また、緊急的な場合など は、施設長の判断で例外的に入所順位を決定することもあります。

〇申込内容に変更があった場合は

- ・申込内容に変更があった場合は、すみやかに朝光苑までお知らせ下さい。 (例 介護保険の要介護度の変更、認知症状態の変化、介護状況の変化など) 内容により順位の判定に影響があります。また、再度申込書を提出して頂くこともあります。
- ・申し込みの内容と事実が相違することが判明した場合は、順位を変更等することがあります。

〇入所の必要がなくなった場合は

- ・入所の必要がなくなった場合は、必ず朝光苑へお知らせ下さい。 (優先入所申込取り下げ書の提出)
- ・入所の順番がきた時に、都合により入所ができないと申し出があった場合には、朝光苑の判断により一定期間、順位を繰り下げ、選考者の名簿登載を継続します。一定期間経過後、申込継続の申し出がない場合には名簿から抹消します。

〇入所順位の決定について詳しく知りたい場合は

- ・入所を希望されている方やご家族等から入所順位の決定に関して説明を求められた場合は、その内容について説明いたします。ご不明な点がある場合は、お問い合わせください。 (入所順位の評価基準等要綱内容は公開しています。また、入所検討委員会の議事録は2年間保管しています。)
- 〇朝光苑施設見学のご希望やその他のお問い合わせは、下記までご連絡下さい。

問い合わせ先

朝霞市特別養護老人ホーム 朝光苑 住所 朝霞市青葉台1-10-32 電話 048-465-3255